

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（再編総合整備型）綾南南部地区）計画を平成22年5月28日変更した。

その関係書類を綾川町経済課において平成22年6月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成22年6月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀